

3 芦屋市消費者教育推進地域協議会

(1) 芦屋市消費者教育推進地域協議会設置要綱

平成 29 年 3 月 1 日

(設置)

第 1 条 消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、消費者教育を推進するため、芦屋市消費者教育推進地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 芦屋市消費者教育推進計画（以下「推進計画」という。）の作成又は変更に関して意見を述べること。
- (2) 推進計画の推進及び評価に関すること。
- (3) 消費者教育を推進するために必要な情報の交換及び調整に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市内で経済活動を行う事業者又は事業者団体関係者
- (3) 消費者行政に関する活動を行う市民又は消費者団体関係者
- (4) 高齢者団体関係者
- (5) 福祉関係者
- (6) 青少年育成関係者
- (7) 学校教育関係者
- (8) 社会教育関係者
- (9) 行政関係者
- (10) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 3 年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させて意見等を聞くことができる。

(庶務)

第 7 条 協議会の庶務は、消費者行政に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

（芦屋市消費者教育推進計画策定委員会設置要綱の廃止）

2 芦屋市消費者教育推進計画策定委員会設置要綱（平成 28 年芦屋市要綱）は、廃止する。

(2) 委員名簿

平成 31 年 4 月

役割	氏名	区分	所属・役職等
会長	うえだ こうじ 上田 孝治	学識経験者	兵庫県弁護士会
委員	さとう ようこ 佐藤 洋子	市内で経済活動を行う事業者団体関係者	生活協同組合コープこうべ第二地区活動本部
委員	ながせ りゅういち 永瀬 隆一	市内で経済活動を行う事業者団体関係者	芦屋市商工会会長
副会長	かわさき かすよ 川崎 和代	消費者行政に関する活動を行う市民	消費者代表
委員	さかぐち ただゆき 阪口 忠之	高齢者団体関係者	芦屋市老人クラブ連合会
委員	みたに ゆか 三谷 百香	福祉関係者	芦屋市社会福祉協議会事務局主査
委員	のもと ともこ 野本 知子	青少年育成関係者	芦屋市青少年育成愛護委員会
委員	ほんい でん 本位田 浩行	行政関係者	芦屋警察署生活安全課環境経済係長
委員	きのした しんご 木下 新吾	学校教育関係者	学校教育課長
委員	ちゃじま なみ 茶嶋 奈美	社会教育関係者	生涯学習課長

4 芦屋市消費者教育推進計画推進本部

(1) 芦屋市消費者教育推進計画推進本部設置要綱

平成 27 年 11 月 1 日

(設置)

第1条 消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、芦屋市消費者教育推進計画を策定し、本市における消費者教育を総合的かつ体系的に推進するため、芦屋市消費者教育推進計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 芦屋市消費者教育推進計画の策定に関すること。
- (2) 芦屋市消費者教育推進計画の推進及び関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、別表第 1 に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ、本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、市民生活部長をもって充て、副委員長は、教育委員会学校教育部長をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第 2 に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、消費者行政に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第3条関係）

技監
企画部長
総務部長
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
都市建設部参事（都市計画・開発事業担当部長）
会計管理者
上下水道部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

市民生活部環境課長
市民生活部環境施設課長
福祉部地域福祉課長
福祉部障害福祉課長
福祉部高齢介護課長
こども・健康部子育て推進課長
都市建設部建設総務課長
都市建設部防災安全課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長
教育委員会社会教育部青少年育成課長
教育委員会社会教育部青少年愛護センター長

5 芦屋市消費者教育推進計画策定経過

実施日	会議	内容
平成 31 年 4 月 15 日	第 1 回芦屋市消費者教育推進地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次芦屋市消費者教育推進計画について ・アンケート（市民意識調査）内容について
平成 31 年 4 月 18 日	第 1 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次芦屋市消費者教育推進計画について ・アンケート（市民意識調査）内容について
令和元年 5 月 13 日	第 1 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次芦屋市消費者教育推進計画について ・アンケート（市民意識調査）内容について
令和元年 9 月 19 日	第 2 回芦屋市消費者教育推進地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次芦屋市消費者教育推進計画の素案について
令和元年 10 月 3 日	第 2 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次芦屋市消費者教育推進計画の素案について
令和元年 10 月 15 日	第 2 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次芦屋市消費者教育推進計画の素案について ・市民意見募集の実施について
令和 2 年 1 月 29 日	第 3 回芦屋市消費者教育推進地域協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次芦屋市消費者教育推進計画に係る市民意見募集の結果及び計画の策定について
令和 2 年 2 月 4 日	第 3 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次芦屋市消費者教育推進計画に係る市民意見募集の結果及び計画の策定について
令和 2 年 2 月 17 日	第 3 回芦屋市消費者教育推進計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 次芦屋市消費者教育推進計画に係る市民意見募集の結果及び計画の策定について

6 用語解説

本計画の本文中で「*」印をつけている用語の解説です。(50 音順)

用語	説明
芦屋市消費者協会	昭和 48 年から消費生活に関するさまざまな活動を行っている芦屋市の消費者団体。
SNS (エスエヌエス)	ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、Facebook (フェイスブック) のような会員制のコミュニティや、Twitter (ツイッター), LINE (ライン) のように、メッセージの発信をきっかけにコミュニケーションを行うなど、インターネット上でコミュニティを作り、人と人とのつながりを促進・支援するサービス。
SMS (エスエムエス)	ショート・メッセージ・サービスの略で、携帯電話間で、電話番号を宛先にして短い文字のメッセージをやり取りできるサービス。
SDGs (エスディージーズ)	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称で、持続可能な世界を実現するために、2030 年までに達成すべき 17 のゴールと 169 のターゲットからなる国際目標。
音声コード	印刷物に掲載された文字情報を約 2 センチ四方の二次元コードに変換したもの。専用の読み取り装置やスマートフォン向けアプリを使用することで、記録された情報を音声で得ることができる。文書から情報を得ることが難しい視覚障がい者や高齢者、外国人の方などに、情報を提供できる。
架空請求	インターネットや郵便などをを利用して、不特定多数の者に対し、未払い料金があるなど、身に覚えのない料金を請求すること。振り込め詐欺の一種の手口として使われ、現金を預金口座に振り込むよう要求されたり、裁判所の支払督促などを装って請求されたりする。
仮想通貨	暗号資産ともいい、インターネット上でやりとりできる財産的価値。国や中央銀行によって発行された法定通貨ではないため、利用者の需要と供給などにより、資産の価格が大きく変動する傾向にある。
キャッシュレス決済	クレジットカードや電子マネー、デビットカード、QR コードなど、物理的な現金（紙幣・硬貨）を使わずに、支払い、受け取りを行う決済方法。
QRコード決済	バーコードや QR コードを使って支払いする決済方法。
クーリング・オフ	契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、消費者に冷静に考えなおす時間を与え、一定期間であれば無条件で契約解除などができる制度。
グリーン購入	環境に与える負荷ができるだけ小さい製品を優先的に購入すること。
権利擁護支援センター	高齢者や障がいのある人の権利擁護に関する相談窓口。虐待、消費者被害、財産、金銭管理、成年後見制度の利用等の相談を受け付けている。（所在地：芦屋市保健福祉センター 1 階）
高度情報通信ネットワーク社会	インターネットなどを通じて、自由かつ安全に、多様な情報や知識を世界的規模で入手・共有・発信することにより、さまざまな分野において発展が可能となる社会のこと。
高齢者生活支援センター	高齢者が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう、介護や健康、福祉等の生活に関する身近な総合相談窓口。市内に 4 力所（東山手、西山手、精道、潮見）設置されている。また認知症相談センターとしても位置付けられている。
国際交流協会	地域に暮らす在日外国人と日本人の交流のために設立された組織。芦屋市では、潮芦屋交流センターの指定管理者として、国際理解を深めるための各種セミナーや語学教室、文化イベントを開催している。
国際消費者機構 (CI)	Consumer International (略称 CI)。1960 年に設立された消費者団体の国際的組織で、消費者問題を解決するために必要な国際協力を目的とし、消費者の利益のためにさまざまな活動を行っている。イギリスのロンドンに本部がある。

用語	説明
国民生活センター	国や全国の消費生活センター等と連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たす独立行政法人。消費生活に関する問題の調査研究、苦情処理、商品テストなどを実行する。
サイバー犯罪	コンピュータやそのネットワークを悪用した犯罪。他人のID・パスワードを盗用して、オンラインゲームやコミュニティサイトなどに接続したり、ホームページのデータを無断で書き換える、インターネットオークションに虚偽の出品を行い、販売代金をだまし取る、他人のパソコンデータを破壊するため、コンピュータ・ウイルスを作成して保存したりする。
潮芦屋交流センター	国際交流センター、潮芦屋集会所、屋外交流広場の3つの機能をもち芦屋市における国際交流・地域のコミュニケーションの拠点として2011年にオープンした施設。(所在地：海洋町)
市民後見人	親族や専門職による後見人と同様に法定代理人としてとしての責任を有し、本人の自己決定を支えながら生活や健康、療養等に関する法律行為や財産管理を行う者。親族ではない第三者としての視点や、専門職ではない地域生活者ならではの市民感覚・目線でもってきめ細やかな支援を行う。
終活	人生の終末を迎えるにあたり、延命治療や介護、葬儀、相続などについての希望をまとめ、準備を整えること。
消費者団体	消費者の権利・利益の擁護・維持のため、消費生活に関する情報収集・提供、啓発、被害の防止・救済のための活動などに努める、消費者によって自主的に組織される団体。
消費者ホットライン（188番）	最寄りの消費生活センターにつながる全国統一の電話番号。土曜日、日曜日、祝日など最寄りの相談窓口が開所していない場合には、国民生活センターへつながる。
消費者力	消費者が消費生活に関する正しい知識を持ち、自ら商品を選んだり、トラブルに対応したり、消費者市民社会において、自らの消費活動が世の中に影響を与えることを自覚し、適切な選択をする力。
消費生活サポーター	地域における安全で安心な消費生活を実現するため、消費生活に関する情報を地域や身近な人に伝えたり、地域の情報やニーズを消費生活センターに情報提供し、地域において啓発の担い手として活動するボランティア。
消費生活センター	事業者に対する消費者の苦情相談や各種啓発活動などを行う行政機関。消費者安全法により、市町村は設置するよう努めなければならないとされている。
食育	食育基本法では、生きる上での基本であって、知育・徳育・体育の基本となるべきものであり、さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てる。
食品ロス	本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食べ物のこと。
3R（スリーアール）活動	リデュース（ごみを減らす）、リユース（繰り返し使う）、リサイクル（再資源化する）の頭文字を取って3Rといい、環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための取組。
タブレット	薄い板状のパソコンやモバイル端末の総称で、液晶ディスプレイの表示画面にタッチすることで操作可能な持ち運び可能なコンピュータのこと。
ツイッター	利用者の多いSNSの一つで、1回につき140文字までのテキストを投稿することができる媒体。リツイートという機能により、最初に発信したツイートが拡散していく特性がある。
電子マネー	さまざまな会社が独自に発行している支払いサービス。主にカードの中に電気信号にしたお金の情報を持たせている。
特殊詐欺	被害者に電話をかけるなどして、対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みなどにより、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪のこと。
トライやるウィーク	中学生が地域の事業所等で働くことで、「働くことの意味」や地域の人と触れ合い「楽しさ」や「厳しさ」を学ぶ貴重な体験の機会。

用語	説明
PIO-NET（パイオネット）	全国消費生活情報ネットワークシステムのこと。国民生活センターと全国の消費生活センターをネットワークで結び、消費者から消費生活センターに寄せられる消費生活に関する苦情相談情報（消費生活相談情報）の収集を行っているシステム。芦屋市の消費生活センターに寄せられた相談は、全て PIO-NET を使って管理している。
不当な請求	事前に合意した契約内容とは異なる内容の請求を一方的にすること。無料をうたった動画サイトを見ていたら、急にサービス利用料を請求されたり、契約時に合意した料金とは異なる法外な料金が請求されたりする。
プラットフォーム	商品やサービスを提供する事業者と利用者が結びつく場所を提供すること。インターネットショッピングのサイトや音楽配信サイトなど。
フリマアプリ	フリーマーケットのように、消費者間で売買を行うことができるスマートフォン向けのアプリ。
民生児童委員	厚生労働大臣から委嘱され、地域において誰もが安全で安心な生活ができるよう、身近な相談を受け、福祉行政や関係機関とのパイプ役となる活動を行う組織。
夕食宅配サービス	生活協同組合コープこうべが実施する夕食の宅配サービス。高齢者の利用が多いことから、西宮市・芦屋市と協働として、高齢者向けの消費生活トラブル啓発チラシを宅配に同封している。
有料コンテンツ	インターネット上において、提供される音楽や映像、文書などの有料の情報やサービス。
Wi-Fi	無線でネットワークに接続する技術のこと。
ワンクリック詐欺	Web サイトや電子メールに記載された URL を一度クリックしただけで、一方的に、「ご入会ありがとうございました」等とサービスへの入会契約などが成立したように思わせ、多額の料金の支払いを求められるという詐欺。

